

緑の基本計画に位置付けた「緑のまちづくりの取組」項目	各年の施策評価結果(取り組み内容、成果)					課題(R1施策評価結果より)	令和2年度
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度・令和元年度		
2 市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようになります。	(1)緑に関する普及、啓発と市民団体等の緑に関わる活動への参加促進	①緑の活用拠点の整備(P49)	・緑の相談事業を創設した。農とみどり推進課	・緑の相談事業の充実を図った。農とみどり推進課	・緑の相談事業の充実を図った。農とみどり推進課	・緑の相談事業を実施した。農とみどり推進課	・緑のまちづくりの推進のためには、市民個々の都市緑化への意識向上と共に、緑化技術や知識の普及などを支援し、市民主体の緑化活動を促進する。また、民有地でのバラ栽培の普及とともに、市営バラ花壇の市民運営に向けた取り組みを進め、市民によるバラ普及活動の活性化を目指す。
			・自治会を対象に樹木を配布した。農とみどり推進課	・自治会を対象に樹木を配布した。農とみどり推進課	・自治会を対象に樹木を配布した。農とみどり推進課	・樹木配布を拡充し自治会及び事業所を対象に配布した。農とみどり推進課	
			・里山センターを活動拠点施設として運営し、市民参加型の里山保全を推進した。農とみどり推進課 ・花と緑の街角づくり団体に緑化資材を支援した。農とみどり推進課 ・農業祭を開催し活動紹介や交流の場を提供した。農とみどり推進課	・里山センターを活動拠点施設として運営し、市民参加型の里山保全を推進した。農とみどり推進課 ・花と緑の街角づくり団体に緑化資材を支援した。農とみどり推進課 ・農業祭を開催し活動紹介や交流の場を提供した。農とみどり推進課 ・チャレンジいばらき補助金を活用して活動団体の公益的な取組を支援した。市民協働推進課	・里山センターを活動拠点施設として運営し、市民参加型の里山保全を推進した。農とみどり推進課 ・花と緑の街角づくり団体に緑化資材を支援した。農とみどり推進課 ・農業祭を開催し活動紹介や交流の場を提供した。農とみどり推進課 ・チャレンジいばらき補助金を活用して活動団体の公益的な取組を支援した。市民協働推進課	・里山センターを活動拠点施設として運営し、市民参加型の里山保全を推進した。農とみどり推進課 ・花と緑の街角づくり団体に緑化資材を支援した。農とみどり推進課 ・農業祭を開催し活動紹介や交流の場を提供した。農とみどり推進課 ・チャレンジいばらき補助金を活用して活動団体の公益的な取組を支援した。市民協働推進課	・地域緑化の進展のため、市民個々の緑化意識の向上とともに、緑化技術や知識の普及などを支援し、市民主体の緑化活動を促進する。また、民有地でのバラ栽培の普及とともに、市営バラ花壇の市民運営に向けた取り組みを進め、市民によるバラ普及活動の活性化を目指す。
			・若園公園バラ園でバラ剪定実技講習会を開催した。農とみどり推進課 ・森林サポートー養成講座を開催した。農とみどり推進課 ・環境フェアなどで生き物や自然に関する学習機会を提供した。環境政策課	・若園公園バラ園でバラ剪定実技講習会を開催した。農とみどり推進課 ・森林サポートー養成講座を開催した。農とみどり推進課 ・環境フェアなどで生き物や自然に関する学習機会を提供した。環境政策課	・若園公園バラ園でバラ剪定実技講習会を開催した。農とみどり推進課 ・森林サポートー養成講座を開催した。農とみどり推進課 ・環境フェアなどで生き物や自然に関する学習機会を提供した。環境政策課 ・バラ鉢植え実技講習会を実施し市民によるバラ花壇運営の取り組みを進めた。農とみどり推進課 ・生物連続講座を7回開催した。環境政策課	・若園公園バラ園でバラ剪定実技講習会を開催した。農とみどり推進課 ・森林サポートー養成講座を開催した。農とみどり推進課 ・環境フェアなどで生き物や自然に関する学習機会を提供した。環境政策課 ・バラ鉢植え実技講習会を実施し市民によるバラ花壇運営の取り組みを進めた。農とみどり推進課 ・生物連続講座を開催した。環境政策課 ・緑の勉強会を開催し学習、交流、情報交換の場を提供した。農とみどり推進課	・地域緑化の進展のため、市民個々の緑化意識の向上とともに、緑化技術や知識の普及などを支援し、市民主体の緑化活動を促進する。また、民有地でのバラ栽培の普及とともに、市営バラ花壇の市民運営に向けた取り組みを進め、市民によるバラ普及活動の活性化を目指す。 ・森林整備を自ら行う森林整備ボランティア団体の活動に対し、補助支援を行うことにより、森林整備・保全活動を促進することにより、森林整備の扱い手育成を図る。
			・自然環境資源調査報告書の概要版「いばらきの自然」、生きもの観察のための「生きもの発見ガイドブック」、子供向けの「生きものいろいろ探し」を作製した。環境政策課	・自然環境資源調査報告書の概要版「いばらきの自然」、生きもの観察のための「生きもの発見ガイドブック」、子供向けの「生きものいろいろ探し」を作製した。環境政策課	・北部地域の魅力発信ガイドブック「いばらきた」を発行した。北部整備推進課	・北部地域の魅力発信ガイドブック「いばらきた」を発行した。北部整備推進課	
					・緑の勉強会を開催に向けた検討を進められ開催を実施した。農とみどり推進課	・緑の勉強会を開催した。農とみどり推進課	・緑のまちづくりの推進のためには、市民個々の都市緑化への意識向上と共に、緑化技術や知識の普及などを支援が必要です。
							・地域緑化の進展のため、市民個々の緑化意識の向上とともに、緑化技術や知識の普及などを支援し、市民主体の緑化活動を促進する。また、民有地でのバラ栽培の普及とともに、市営バラ花壇の市民運営に向けた取り組みを進め、市民によるバラ普及活動の活性化を目指す。
(2)緑に親しみ、学ぶイベントの開催	(1)市民さくらまつり(元茨木川緑地)	①観光部局等を含め意見を集約し検討を進めた_公園緑地課	・観光部局等と課題等を整理し、継続した協議を行った。_公園緑地課	・活動人口の増加と市民活動を支援する企画として実施した。農とみどり推進課	・活動人口の増加と市民活動を支援する企画として実施した。_公園緑地課	・活動人口の増加と市民活動を支援する企画として実施した。_公園緑地課	
			・小学校での環境教育や自然観察講座の実施により学習機会を増やした。環境政策課	・環境資源調査を実施し、市内における動植物の生育・生息環境の特性を把握し、生物多様性の阻害要因等の課題整理を行った。環境政策課 ・小学校での環境教育や自然観察講座の実施により学習機会を増やした。環境政策課	・小学校での環境教育や自然観察講座の実施により学習機会を増やした。環境政策課 ・小学校での環境教育や自然観察講座の実施により学習機会を増やした。環境政策課	・鉢伏山で環境資源調査を4回実施した。環境政策課 ・小学校での環境教育や自然観察講座の実施により学習機会を増やした。環境政策課 ・生きもの調査員養成連続講座を開催した。環境政策課 ・自然に親しむ探検講座を開催した。環境政策課	・生きものや自然に関する学習会について、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた実施方法を検討する必要があります。 ・学校現場における環境教育の現状把握を行った結果、環境教育のための授業時間の確保が難しくなってきていることから、限られた授業時間の中で取り入れやすい環境教育を実施していく必要があります。
			・都市緑化及び公園保全美化活動功労者を表彰_公園緑地課 ・景観賞の開催を検討した。都市政策課	・都市緑化及び公園保全美化活動功労者を表彰_公園緑地課 ・景観賞の開催を検討した。都市政策課	・都市緑化及び公園保全美化活動功労者を表彰_公園緑地課 ・景観賞の開催を検討した。都市政策課	・都市緑化及び公園保全美化活動功労者を表彰_公園緑地課 ・景観賞の開催を検討した。都市政策課	
			・環境フェアにおいて、自然環境の啓発を行った。環境政策課	・環境フェアにおいて、自然環境の啓発を行った。環境政策課		・千提寺ビオトープを活用して市民団体の自然観察の場を提供した。農とみどり推進課	・緑のまちづくりの推進のためには、市民個々の都市緑化への意識向上と共に、緑化技術や知識の普及などを支援が必要です。 ・生きものや自然に関する学習会について、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた実施方法を検討する必要があります。
(3)緑化事業の推進	①茨木市緑化基金の充実と活用(P51)		・若園公園バラ園苗木更新に緑化基金を活用した。農とみどり推進課	・若園公園バラ園苗木更新に緑化基金を活用した。農とみどり推進課	・若園公園バラ園苗木更新に緑化基金を活用した。農とみどり推進課	・若園公園バラ園苗木更新に緑化基金を活用した。農とみどり推進課 ・元茨木川緑地樹木健全度調査に緑化基金を活用した。農とみどり推進課	
			②グリーンバンク制度の推進(P51)	・寄贈樹木を公共空間地に移植した。農とみどり推進課	・寄贈樹木を小学校に移植した。農とみどり推進課		
			③花と緑の街角づくり推進事業(P51)	・地域の緑化活動に緑化資材を支給して支援した。農とみどり推進課 ・緑の相談の実施により技術知識の普及を支援した。農とみどり推進課	・地域の緑化活動に緑化資材を支給して支援した。農とみどり推進課 ・緑の相談の実施により技術知識の普及を支援した。農とみどり推進課	・地域の緑化活動に緑化資材を支給して支援した。農とみどり推進課 ・緑の相談、緑の勉強会の実施により技術知識の普及を支援した。農とみどり推進課	・緑のまちづくりの推進のためには、市民個々の都市緑化への意識向上と共に、緑化技術や知識の普及などを支援し、市民主体の緑化活動を促進する。また、民有地でのバラ栽培の普及とともに、市営バラ花壇の市民運営に向けた取り組みを進め、市民によるバラ普及活動の活性化を目指す。

緑の基本計画に位置付けた「緑のまちづくりの取組」項目			各年の施策評価結果(取り組み内容、成果)					課題(R1施策評価結果より)	令和2年度
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度・令和元年度		
		<p>④民有地緑化助成事業(P51)</p> <p>⑤専門家の派遣制度(P51)</p>	<p>・生垣緑化助成の拡充を検討した。農とみどり推進課</p> <p>・民有地緑化助成制度を創設して接道部緑化や壁面緑化への助成を拡充し地域緑化を促進した。農とみどり推進課</p>				<p>・緑化に寄与する事業が広く補助対象になるよう民有地緑化助成制度の基準や要件の見直しを検討した。農とみどり推進課</p>	<p>・民有地緑化助成事業の利用者の確保及び市民ニーズの的確な把握と共に、効果的な制度改訂が必要です。</p>	<p>・都市緑化の推進のためには、公共空間の緑化とともに民有地の緑化が必要であり、市民や事業者が利用しやすい助成制度へと工夫、改善を進めて事業効果を高め、市民主体による緑のまちづくりの促進を図る。</p>
							<p>・緑の相談を活用した専門家による現地相談等を検討した。農とみどり推進課</p>	<p>・緑のまちづくりの推進のためには、市民個々の都市緑化への意識向上と共に、緑化技術や知識の普及などを支援し、市民主体の緑化活動を促進する。また、民有地でのバラ栽培の普及とともに、市営バラ花壇の市民運営に向けた取り組みを進め、市民によるバラ普及活動の活性化を目指す。</p>	
3 市民の共 有の財産と して質の高 い緑を守り 育て、次世 代に継承し ましよう	①緑地の保 全	①森林の保 全	1)自然公園(P52)	<p>・自然公園制度に基づき自然地の改変を規制し優れた自然風景地を保護した。農とみどり推進課</p> <p>・林業者団体やボランティア団体が実施する森林整備作業に対し支援した。農とみどり推進課</p>	<p>・自然公園制度に基づき自然地の改変を規制し優れた自然風景地を保護した。農とみどり推進課</p> <p>・林業者団体やボランティア団体が行う森林整備に対し支援した。農とみどり推進課</p> <p>・見立地区の青少年野外活動センターにおいて様々なキャンプなど体験活動を充実した。社会教育振興課</p>	<p>・自然公園制度に基づき自然地の改変を規制し優れた自然風景地を保護した。農とみどり推進課</p> <p>・林業者団体やボランティア団体が行う森林整備に対し支援した。農とみどり推進課</p> <p>・見立地区的青少年野外活動センターにおいて多様な体験活動の機会を提供した。社会教育振興課</p>	<p>・自然公園制度に基づき自然地の改変を規制し優れた自然風景地を保護した。農とみどり推進課</p> <p>・林業者団体やボランティア団体が行う森林整備に対し支援した。農とみどり推進課</p> <p>・見立地区的青少年野外活動センターにおいて体験プログラムを充実した。社会教育振興課</p> <p>・童王山地区において大阪府と連携して自然と歴史をめぐるハイキングを実施した。農とみどり推進課</p>		
		2)近郊緑地保全区域 (P52)		<p>・近郊緑地保全区域制度に基づき市街地化を規制して保全した。農とみどり推進課</p> <p>・林業者団体やボランティア団体が行う森林整備に対し支援した。農とみどり推進課</p>	<p>・近郊緑地保全区域制度に基づき市街地化を規制して保全した。農とみどり推進課</p> <p>・林業者団体やボランティア団体が行う森林整備に対し支援した。農とみどり推進課</p>	<p>・近郊緑地保全区域制度に基づき市街地化を規制して保全した。農とみどり推進課</p> <p>・林業者団体やボランティア団体が行う森林整備に対し支援した。農とみどり推進課</p>	<p>・近郊緑地保全区域制度に基づき市街地化を規制して保全した。農とみどり推進課</p> <p>・林業者団体やボランティア団体が行う森林整備に対し支援した。農とみどり推進課</p>		
		3)保安林及び地域森 林計画対象民有林 (P52)		<p>・森林法に基づく立木の伐採等の規制により森林機能の確保に努めた。農とみどり推進課</p> <p>・林業者団体やボランティア団体が行う森林整備に対し支援した。農とみどり推進課</p>	<p>・森林法に基づく立木の伐採等の規制により森林機能の確保に努めた。農とみどり推進課</p> <p>・林業者団体やボランティア団体が行う森林整備に対し支援した。農とみどり推進課</p>	<p>・森林法に基づく立木の伐採等の規制により森林機能の確保に努めた。農とみどり推進課</p> <p>・林業者団体やボランティア団体が行う森林整備に対し支援した。農とみどり推進課</p>	<p>・森林法に基づく立木の伐採等の規制により森林機能の確保に努めた。農とみどり推進課</p> <p>・林業者団体やボランティア団体が行う森林整備に対し支援した。農とみどり推進課</p>	<p>・森林所有者の高齢化や木材価格の低下により、放置された人工林が増加し、木材生産機能が低下している。また、同時に、木材利用の普及を図る必要がある。</p> <p>・経営管理が行われていない森林について、市が森林所有者の委託を受け経営管理したり、意欲と能力のある林業経営管理者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進する。</p>	
	②景観緑地 の保全	1)景観緑地の保全 (P52)		<p>・景観計画・条例に基づき建築行為等について協議、指導を行うとともに、府屋外広告物条例に基づき屋外広告物の適切な誘導を図り、良好な景観の形成に努めた。都市政策課</p>	<p>・景観計画・条例に基づき建築行為等について協議、指導を行うとともに、府屋外広告物条例に基づき屋外広告物の適切な誘導を図り、良好な景観の形成に努めた。都市政策課</p>	<p>・景観計画・条例に基づき建築行為等について協議、指導を行うとともに、府屋外広告物条例に基づき屋外広告物の適切な誘導を図り、良好な景観の形成に努めた。都市政策課</p>	<p>・景観計画・条例に基づき建築行為等について協議、指導を行うとともに、府屋外広告物条例に基づき屋外広告物の適切な誘導を図り、良好な景観の形成に努めた。都市政策課</p>		・
		2)市街化調整区域の農地の保全(P53)		<p>・集落営農等への補助支援、新たな担い手の確保に努め遊休農地の解消を図った。農とみどり推進課</p> <p>・エコ農産物栽培を推進し、約7haの圃場で栽培支援を行った。農とみどり推進課</p>	<p>・集落営農等への補助支援、新たな担い手の確保に努め遊休農地の解消を図った。農とみどり推進課</p> <p>・エコ農産物栽培を推進し、約10haの圃場で栽培支援を行った。農とみどり推進課</p>	<p>・集落営農等への補助支援、新たな担い手の確保に努め遊休農地の解消を図った。農とみどり推進課</p> <p>・エコ農産物栽培を推進し、約10haの圃場で栽培支援を行った。農とみどり推進課</p>	<p>・集落営農等への補助支援、新たな担い手の確保に努め遊休農地の解消を図った。農とみどり推進課</p> <p>・エコ農産物栽培を推進し、約10haの圃場で栽培支援を行った。農とみどり推進課</p>	<p>・市同様、本市においても高齢化等による担い手不足、遊休農地の増加、農業用機械購入及び維持費の負担の増加など、解決・支援しなければならない農業に対する課題がたくさんある。</p> <p>・農業者の安定した売り先の一つとして、学校給食への供給事業を今以上に進めるなどにより、農業者の安定的な売り先の確保を図る必要がある。</p> <p>・地域に応じた農業生産基盤を整備し、農業経営の安定化を図る。また、近年頻発する集中豪雨や大規模地震などの自然災害にも対応する必要がある。</p> <p>・地産地消を通じた、安全・安心な農産物の供給を促進するため、環境に配慮した農業を推進する必要があります。</p> <p>・農業の担い手の高齢化や若者の農業離れ等により担い手が不足し、将来、農地の遊休化が進むと考えられ、今後、持続的な農業の推進には都市住民等に農業に興味を持ってもらう必要があることから、大阪府等と連携し、市民を対象とした農業体験を実施し、農家への授農や新規就農に結びつける。また、一定の営農技術を取得しているものに対し、国の給付金を活用して、農業経営をサポートする。</p> <p>・直売所等を通じた学校給食への地場産作物の供給を推進することで、安定的な売り先の確保、地産地消の促進を図る。</p> <p>・水路や取水堰等の基盤整備を実施し、営農環境を改善することにより農作物の生産効率を高める。また、「見山の郷」に隣接している錢原川の護岸を親水護岸に整備し、地域の魅力向上を図る。</p> <p>・近年頻発する集中豪雨や大規模地震などの自然災害に対応するため、ため池のハード・ソフト対策を推進する。</p> <p>・生産性・収益性の高い作物の奨励や栽培技術・営農指導を行い、エコ農産物の栽培や環境に配慮した環境保全型農業を推進することにより、市民に安心・安全な農産物を供給し、地産地消を推進する。</p>	
	3)市民農園の整備 (P53)	2)市街化区域の農地の保全(P53)		<p>・生産緑地制度により建築行為等を規制し計画的に保全・活用した。都市政策課</p>	<p>・生産緑地制度により建築行為等を規制し計画的に保全・活用した。都市政策課</p>	<p>・生産緑地制度により建築行為等を規制し計画的に保全・活用した。都市政策課</p>	<p>・生産緑地制度により建築行為等を規制し計画的に保全・活用した。都市政策課</p>		
		3)市民農園の整備 (P53)		<p>・市民農園6か所の管理運営を行い、農とふれあう場を提供した。農とみどり推進課</p>	<p>・市民農園6か所の管理運営を行い、農とふれあう場を提供した。農とみどり推進課</p>	<p>・市民農園6か所の管理運営を行い、農とふれあう場を提供した。農とみどり推進課</p> <p>・農の魅力発信や運営の効率化を図るために、指定管理者制度による運営を検討した。農とみどり推進課</p>	<p>・市民農園6か所の管理運営を行い、農とふれあう場を提供した。農とみどり推進課</p> <p>・農の魅力発信や運営の効率化を図るために、指定管理者制度による運営を検討した。農とみどり推進課</p>	<p>・市直営で開設している市民農園については、民間の力を借りることにより利用者への農の魅力発信や運営の効率化を図る必要がありますが、市街地の主要な農園の廃止もあり、参入企業と提示条件面の検討を行う必要があります。</p>	<p>・市において開園している市民農園の管理運営について、農の魅力発信や運営の効率化を図るために、令和4年度より指定管理者制度による運営を目指す。</p>

緑の基本計画に位置付けた「緑のまちづくりの取組」項目			各年の施策評価結果(取り組み内容、成果)				課題(R1施策評価結果より)	令和2年度
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
(4)身近な樹林地の保全	④身近な樹林地の保全	1)保存樹木・保存樹林の保全(P53)	・維持管理に関して助言等の支援を行った。農とみどり推進課	・維持管理に関して助言等の支援を行った。農とみどり推進課	・維持管理に関して助言等の支援を行った。農とみどり推進課	・維持管理に関して助言等の支援を行った。農とみどり推進課	・維持管理に関して助言等の支援を行った。農とみどり推進課	・良好な都市環境を確保するため、市街地等の美観・風致を維持する樹木等を指定する制度であり、制度の周知・活用を進めるとともに、新たな支援策を検討する
		2)天然記念物の樹木の保護(P53)	・大阪府とともに保護に努めた。歴史文化財課	・大阪府とともに保護に努めた。歴史文化財課	・大阪府とともに保護に努めた。歴史文化財課	・大阪府とともに保護に努めた。歴史文化財課	・大阪府とともに保護に努めた。歴史文化財課	
		3)社寺林や個人地の緑の保全(P53)	・保存樹木・保存樹林として指定されている緑について、維持管理に関する助言等の支援を行った。農とみどり推進課	・保存樹木・保存樹林として指定されている緑について、維持管理に関する助言等の支援を行った。農とみどり推進課	・保存樹木・保存樹林として指定されている緑について、維持管理に関する助言等の支援を行った。農とみどり推進課	・保存樹木・保存樹林として指定されている緑について、維持管理に関する助言等の支援を行った。農とみどり推進課	・保存樹木制度の活用のためには、観光団体との連携など市民への周知手法の検討が必要です。	・良好な都市環境を確保するため、市街地等の美観・風致を維持する樹木等を指定する制度であり、制度の周知・活用を進めるとともに、新たな支援策を検討する
		4)景観重要樹木の指定(P53)	・指定を検討した。都市政策課	・指定を検討した。都市政策課	・指定を検討した。都市政策課	・指定を検討した。都市政策課	・指定を検討した。都市政策課	
	(2)公園・緑地等の整備と維持管理・運営	①公園・緑地等の整備・再整備と維持管理・運営	1)住区基幹公園(P54)	・若園公園バラ園の植栽土壌等の調査を実施し、苗木更新や再整備方法を検討した。公園緑地課 ・公園施設長寿命化計画を策定するとともに、公園再整備等の実施計画を策定した。公園緑地課	・若園公園バラ園の苗木更新等を進めた。公園緑地課 ・長寿命化計画に沿って2公園の遊具等の更新を行った。公園緑地課 ・一時避難地の防災施設を3公園に設置した。公園緑地課 ・公園情報のデジタル化、集約化により公園台帳の充実を図った。公園緑地課	・若園公園バラ園の苗木更新等を進めた。公園緑地課 ・長寿命化計画に沿って5公園の遊具等の更新を行った。公園緑地課 ・一時避難地の防災施設を3公園に設置した。公園緑地課 ・市民との対話、議論を進め市民会館跡地エリア活用基本計画を策定し活用基本方針、選入機能等を決定した。市民会館跡地活用推進課	・若園公園バラ園の苗木更新を完了し、施設改良を実施した。公園緑地課 ・長寿命化計画に沿って5公園の遊具等の更新を行った。公園緑地課 ・一時避難地の防災施設を3公園に設置した。公園緑地課 ・市民会館跡地エリア活用基本計画を策定し活用基本方針、選入機能等を決定した。市民会館跡地活用推進課	・若園公園バラ園の新たな魅力向上に取り組む必要があります。 ・まちづくり会社の事業と連携し、魅力的な商業地域や賑わいのあるまちの形成に向けて、効果的な施策を検討していく必要があります。 ・公園樹・街路樹の大径木・老木化、自然災害による倒木など「まちなかの緑の最適化」に取り組む必要があります。 ・開園から30年を経過した公園等が半数を超え、遊具をはじめ公園施設の老朽化等による修繕費が年々増加傾向となっています。 ・中心市街地を面向的に捉え、各拠点を結ぶ東西軸において、デザインの質の向上を図り、街の賑わいを創出し、「歩いて楽しいまちなか」を形成することにより、面的な活性化を目指す。 ・「2コア1パーク」を形成し、中心市街地のにぎわいを創出するため、令和3年に策定する基本計画に基づき、敷地C・Dの整備に関する設計を行った後、福祉文化会館の解体及び整備工事を行う。
		2)都市基幹公園(P54)	・西河原公園において天然林整備を段階的に実施し、ホタルの生息に適した環境に近づけた。農とみどり推進課 ・公園施設長寿命化計画を策定するとともに、公園再整備等の実施計画を策定した。公園緑地課	・西河原公園において天然林整備を推進し、螢の生息環境を創造した。農とみどり推進課 ・長寿命化計画に沿って西河原公園の遊具等の更新を行った。公園緑地課 ・公園情報のデジタル化、集約化により公園台帳の充実を図った。公園緑地課	・西河原公園において天然林整備を推進し、螢の生息環境を創造した。農とみどり推進課		・運動施設及びその周辺の再整備に着手した。公園緑地課	・ダム湖周辺の観光レクリエーション施設による継続的な賑わい創出に向けて、施設整備内容や管理運営に関する基本計画を、民間事業者の提案を踏まえて策定する必要があります。 ・公園樹・街路樹の大径木・老木化、自然災害による倒木など「まちなかの緑の最適化」に取り組む必要があります。 ・開園から30年を経過した公園等が半数を超え、遊具をはじめ公園施設の老朽化等による修繕費が年々増加傾向となっています。 ・新型コロナウイルスによる「新しい生活様式」が推奨される中、公園が持つボタンシャツを最大限活用した「新たなステージ(民間との連携等)」への取組が求められています。 ・暫定広場を使った社会実験や、新施設「パーク」後の活動に沿った社会実験、市
		3)都市緑地(P55)	・元茨木川緑地の公園灯のLED化(8灯)を実施した。公園緑地課	・元茨木川緑地の再整備について関係各課と協議を行った。公園緑地課	・元茨木川緑地の再整備について関係各課と協議を行った。公園緑地課	・元茨木川緑地リ・デザインについて市民ワークショップにより基本方針を策定した。公園緑地課	・元茨木川緑地リ・デザインについて実施設計に向けた検討及び樹木調査を行った。公園緑地課	・3つの基本方針に沿って「モトイバの眺めている価値」の向上を目指すとともに、市民会館跡地エリア整備事業に併せ、茨木神社横～消防本部前交差点までの区間の再整備を進める。
	(2)開発による公園・緑地の確保整備・維持管理	1)開発指導要綱による公園・緑地の確保整備・維持管理(P55)	・要綱に基づく指導により公園を確保し良好な生活環境の整備に努めた。公園緑地課	・要綱に基づく指導により公園を確保し良好な生活環境の整備に努めた。公園緑地課	・要綱に基づく指導により公園を確保し良好な生活環境の整備に努めた。公園緑地課	・要綱に基づく指導により公園を確保し良好な生活環境の整備に努めた。公園緑地課		
		2)開発指導要綱による緑地・広場・緑道の確保整備(P55)	・要綱に基づく指導により緑地等を確保し良好な生活環境の整備に努めた。公園緑地課	・要綱に基づく指導により緑地等を確保し良好な生活環境の整備に努めた。公園緑地課	・要綱に基づく指導により緑地等を確保し良好な生活環境の整備に努めた。公園緑地課	・要綱に基づく指導により緑地等を確保し良好な生活環境の整備に努めた。公園緑地課		
		3)開発指導要綱により確保された緑地等を周辺住民等の協力を得て適切に維持管理した。公園緑地課	・要綱により確保された緑地等を周辺住民等の協力を得て適切に維持管理した。公園緑地課	・要綱により確保された緑地等を周辺住民等の協力を得て適切に維持管理した。公園緑地課	・要綱により確保された緑地等を周辺住民等の協力を得て適切に維持管理した。公園緑地課	・要綱により確保された緑地等を周辺住民等の協力を得て適切に維持管理した。公園緑地課		
		4)大阪府自然環境保全条例による緑地の確保(P56)	・条例に基づく指導により緑地を確保し良好な生活環境の整備に努めた。農とみどり推進課	・条例に基づく指導により緑地を確保し良好な生活環境の整備に努めた。農とみどり推進課	・条例に基づく指導により緑地を確保し良好な生活環境の整備に努めた。農とみどり推進課	・条例に基づく指導により緑地を確保し良好な生活環境の整備に努めた。農とみどり推進課		
(3)緑関連公共施設の整備・維持管理	1)児童遊園の維持管理(P56)	・自治会と市が分担して維持管理を推進した。公園緑地課	・自治会と市が分担して維持管理を推進した。公園緑地課	・自治会と市が分担して維持管理を推進した。公園緑地課	・自治会と市が分担して維持管理を推進した。公園緑地課	・自治会と市が分担して維持管理を推進した。公園緑地課		
	2)緑道・自然歩道の整備・維持管理(P56)	・ダムサイト周辺遊歩道整備を検討した。北部整備推進課・農とみどり推進課 ・千提寺地区の回遊路整備を検討した。北部整備推進課	・ダムサイト周辺遊歩道整備を検討した。北部整備推進課・農とみどり推進課 ・千提寺地区の回遊路整備を検討した。北部整備推進課	・ダムサイト周辺遊歩道整備を検討した。北部整備推進課・農とみどり推進課 ・千提寺地区の回遊路整備を検討した。北部整備推進課	・ダムサイト周辺遊歩道整備を検討した。北部整備推進課・農とみどり推進課	・ダムサイト周辺遊歩道整備を検討した。北部整備推進課・農とみどり推進課	・ダム湖周辺の観光レクリエーション施設による継続的な賑わい創出に向けて、施設整備内容や管理運営に関する基本計画を、民間事業者の提案を踏まえて策定する必要があります。 ・北部地域に点在する資源の魅力創出とともに、ダム湖周辺の観光レクリエーション施設による賑わい創出に向けて、施設整備内容や管理運営に関する基本計画を、民間事業者の提案を踏まえて策定する必要があります。	・ダム完成後の周辺の魅力向上につながる整備を実施するための取り組みを進めます。

緑の基本計画に位置付けた「緑のまちづくりの取組」項目			各年の施策評価結果(取り組み内容、成果)				課題(R1施策評価結果より)	令和2年度
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
(3)まちなかの緑の最適化	③運動施設の整備、維持管理(P56)	3)運動施設の整備、維持管理(P56)				・福井運動広場に多目的トイレを整備し機能の充実を図った。スポーツ推進課	・島3号公園グラウンドに本部及び観覧席を整備し機能の充実を図った。スポーツ推進課 ・中央公園庭球場の移設を検討した。スポーツ推進課 ・南市民体育館の駐車場の拡張を検討した。スポーツ推進課	・スポーツへの参加機会の充実を図るために、取り組みやすい環境の整備に努める必要があります。
		4)青少年野外活動センターの整備、維持管理(P56)				・老朽化の著しい施設の維持、補修を行つた。社会教育振興課		・多目的トイレを設置することで、高齢者や障害者がスポーツに親しむ機会を増やす。スポーツ推進計画における目標の実現に向けて、更なる高齢者及び障害者スポーツの推進を図る。 ・利用者が快適にスポーツに取り組め、観戦できるよう環境を整備する。また、指定避難所となっていることから、避難所における良好な生活環境を確保する。
	①道路の緑	1)街路樹(P57)					・街路樹の維持管理指針の策定に向けて関係課で検討を進めた。建設管理課	・公園樹、街路樹の大径木・老木化、自然災害による倒木など「まちなかの緑の最適化」に取り組む必要があります。
		2)街角の緑化修景(P57)	・地域の緑化活動に緑化資材を支給して支援した。農とみどり推進課 ・生垣緑化助成の拡充を検討した。農とみどり推進課	・地域の緑化活動に緑化資材を支給して支援した。農とみどり推進課 ・民有地緑化助成制度を創設して接道部緑化や壁面緑化への助成を拡充し地域緑化を促進した。農とみどり推進課	・地域の緑化活動に緑化資材を支給して支援した。農とみどり推進課	・地域の緑化活動に緑化資材を支給して支援した。農とみどり推進課 ・緑化に寄与する事業が広く補助対象になるよう民有地緑化助成制度の基準や要件の見直しを検討した。農とみどり推進課	・民有地緑化助成事業の利用者の確保及び市民ニーズの的確な把握と共に、効果的な制度改定が必要です。	
	②河川水路の緑	1)河川水路の緑(P57)	・大阪府と連携し地域住民と行政による安威川河川敷の環境美化活動を推進した。下水道施設課 ・府アドフト制度の活用により地域団体による河川美化活動を推進した。下水道施設課	・大阪府と連携し地域住民と行政による安威川河川敷の環境美化活動を推進した。下水道施設課 ・アドフト制度等地域の取組と連携を取り適切な維持管理に努めた。下水道施設課	・大阪府と連携し地域住民と行政による安威川河川敷の環境美化活動を推進した。下水道施設課 ・アドフト制度等地域の取組と連携を取り適切な維持管理に努めた。下水道施設課	・アドフト制度等地域の取組と連携を取り適切な維持管理に努めた。下水道施設課 ・アドフト制度等地域の取組と連携を取り適切な維持管理に努めた。下水道施設課		
		③学校等の緑	1)学校等の緑(P57)	・みどりのカーテンの設置を推進した。施設課 ・ビオトープを活用して環境教育を進めた。施設課	・みどりのカーテンの設置を推進した。施設課 ・ビオトープを活用して環境教育を進めた。施設課	・みどりのカーテンの設置を推進した。施設課 ・ビオトープを活用して環境教育を進めた。施設課	・みどりのカーテンの設置を推進した。施設課 ・ビオトープを活用して環境教育を進めた。施設課	
	④公共施設の緑	1)公共施設の緑(P57)	・庁舎屋上緑化の設置効果を測定し、冬期、夏期とも一定の効果が見られた。総務課	・庁舎屋上緑化の設置効果を測定し、冬期、夏期とも一定の効果が見られた。総務課 ・市民会館跡地エリアイメージングの再整備について関係各課と協議を行った。公園緑地課	・市民会館跡地エリアイメージングの再整備について関係各課と協議を行った。公園緑地課	・元茨木川緑地リ・デザインについて実施設計に向けた検討及び樹木調査を行った。公園緑地課	・元茨木川緑地リ・デザインで定めた3つの基本方針に沿った事業推進に取り組む必要があります。 ・中心市街地における賑わい形成に資する公共空間のデザインのあり方の検討が必要です。 ・中心市街地では、多様な主体が出会い活動する場や機会を創出する取組を継続し、まちづくりの担い手を育てる必要があります。また「育てる広場」の実現には将来的なマネジメント体制を整える必要があります。	
		⑤民有地・民間施設の緑	1)民間施設の緑化誘導(P58)	・府条例に基づき緑化を指導・誘導した。農とみどり推進課	・府条例に基づき緑化を指導・誘導した。農とみどり推進課	・府条例に基づき緑化を指導・誘導した。農とみどり推進課	・府条例に基づき緑化を指導・誘導した。農とみどり推進課	
	②工場・事業所の緑	2)工場・事業所の緑(P58)	・工場立地法、府条例等に基づき緑化を指導した。商工労政課、農とみどり推進課 ・景観計画・条例に基づき良好な景観形成の取り組みを進めた。都市政策課	・工場立地法、府条例等に基づき緑化を指導した。商工労政課、農とみどり推進課 ・景観計画・条例に基づき良好な景観形成の取り組みを進めた。都市政策課	・工場立地法、府条例等に基づき緑化を指導した。商工労政課、農とみどり推進課 ・景観計画・条例に基づき良好な景観形成の取り組みを進めた。都市政策課	・工場立地法、府条例等に基づき緑化を指導した。商工労政課、農とみどり推進課 ・景観計画・条例に基づき良好な景観形成の取り組みを進めた。都市政策課	・工場立地法、府条例等に基づき緑化を指導した。商工労政課、農とみどり推進課 ・景観計画・条例に基づき良好な景観形成の取り組みを進めた。都市政策課	
		3)業務地の緑(P58)	・中心市街地やその周辺において、高度地区の特例制度を活用し空地を確保して緑化を促進した。都市政策課	・中心市街地やその周辺において、高度地区の特例制度を活用し空地を確保して緑化を促進した。都市政策課	・中心市街地やその周辺において、高度地区の特例制度を活用し空地を確保して緑化を促進した。都市政策課	・中心市街地やその周辺において、高度地区の特例制度を活用し空地を確保して緑化を促進した。都市政策課	・中心市街地やその周辺において、高度地区の特例制度を活用し空地を確保して緑化を促進した。都市政策課	
	4)地区計画、建築協定など住民の自発的なルールづくりによる緑化(P58)	・地区計画、建築協定地区で積極的に緑化を促進した。都市政策課 ・新堂二丁目地区で緑化率を規定する地区計画を決定した。都市政策課	・地区計画、建築協定地区で積極的に緑化を促進した。都市政策課	・地区計画、建築協定地区で積極的に緑化を促進した。都市政策課 ・太田東芝町・城の前町地区で緑化率を規定する地区計画を決定した。都市政策課	・地区計画、建築協定地区で積極的に緑化を促進した。都市政策課 ・建築物の建替え相談で緑化協定制度の活用を促進した。都市政策課 ・大阪大学地区で緑化率を規定する地区計画を決定した。都市政策課	・地区計画、建築協定地区で積極的に緑化を促進した。都市政策課 ・建築物の建替え相談で緑化協定制度の活用を促進した。都市政策課 ・南目塙・東野々宮町地区で緑化率を規定する地区計画を決定した。都市政策課		